

〔「交番検査周期延伸を目的とした試験走行」の実施に関する申し入れ〕について業務委員会を開催！

12月24日、16時より支社会議室において関西支社と業務委員会を開催しました。業務委員会の出席者は組合側業務委員・畑野書記長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田組織担当部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、畑運輸課課長代理、山本車両課課長代理、秋定人事課係長でした。

《 「申」第23号「交番検査周期延伸を目的とした試験走行」の実施に関する申し入れ（2014年11月19日申入）に対する会社回答 》

1. 「試験走行」を行う目的と、検査周期実施を考えている時期を明らかにすること。
【回答】N700系以降の車両は制御伝送の採用や車両モニターの充実等により、メンテナンスも含めて高い信頼性を含めており、故障率も極めて低く安定している。以上によりN700系以降の車両の交番検査において、適切な検査周期を設定するためである。周期延伸の延伸の時機については、テストカー走行の結果を見て検討していく。
2. 試験走行について、国土交通省と中部運輸局に届け出を行い認可を受けたとしているが、その申請内容と認可された内容について明らかにすること。
また昨年度から準備を進めてきたとしている「外部の有識者を含めた検討委員会」とはいかなる内容のものか明らかにすること。
【回答】新幹線電車整備実施基準規程の交番検査の検査周期をテストカーに限り「60日または9万キロを超えない期間」に変更するため、中部運輸局への届出を行った。有識者を交えた検討会では、過去の交番検査の検修実績について調査・分析し、テストカーの走行に問題がないことを確認している。
3. 「285 Km/h速度向上」を行い、立て続けに交番検査の周期延伸を実施することは安全上問題があると考えますが、安全の担保をどの様に確保するのか明らかにすること。
【回答】検討会で過去の交番検査の検修実績について調査・分析し、テストカー走行に問題がないことを確認している。また、従来の交番検査施行のタイミングで車両所に入庫した際には、仕業検査を行うと共に入念点検を実施し、走行に支障のないことを確認する。
4. 現行の交番検査施工の基準となる「省令」の内容について明らかにすること。また、交番検査の周期延伸を行う場合「省令」等の変更が必要になると考えるが、どのよ

うな手順を踏んで行うのか、考え方を明らかにすること。

【回答】平成13年の省令改正にあたり、耐摩耗性、耐久性を有し、機能が確保される車両の部品にあっては鉄道事業者が証明することにより検査周期や検査方法を定めることが出来る。このため、テストカーによる走行試験を行いその結果をみて検討していく。

5. 今回の走行試験では「消耗品の摩耗量のデータ取り」に重点を置いているように見られるが、「電気機器」等の検証はなぜ行わないのか明らかにすること。

【回答】「電気機器」等の特交検項目については、別途検討する。

6. 700系車両は、なぜ今回の試験走行から除くのか明らかにすること。

【回答】JR東海700系車両は、既に廃車が始まっているため、対象外とした。

7. 今回の試験走行における「入念点検」では、車軸探傷、特交検作業、接地ブラシ等の検査業務は施工されるが、仮に周期延伸が実施された場合にはこれらの業務は除外されるのか、考え方を明らかにすること。

【回答】テストカーの結果をみて、検討していく。

8. 今回の「試験走行」で、交番検査を施工しないことが原因で万一事故・故障等が発生した場合の責任の所在について明らかにすること。

【回答】検討会で過去の交番検査の検修実績について調査、分析し、テストカーの走行に問題がないことを確認している。

《 若干の議論 》

組合：テストカーによる走行試験は、検査周期延伸を前提としているのか。

「検討委員会」って結局何を検討するのか！？

会社：前提ではない。可能性を勉強するためにテストカーの走行を実施した。

組合：検討委員会のメンバーと目的は何か。

会社：大学の教授、鉄道総研のそういったメンバーを招いて行った。

組合：何回行ったのか。

会社：手元に資料ないが、複数回。

組合：大学の教授の名前は。

会社：手元にない。

組合：いくつもあるのか。人数は。

会社：交番検査の周期に関しては一個。十数名。

組合：そこには国交省、中部運輸局の方は入ってるのか。

会社：入ってない。社内で検討するもの。

組合：時機についてはいつ頃か。

会社：決まってるものはない。

組合：検討委員会で問題がないとした根拠は何か。

会社：過去の交番検査の検修実績を分析をして問題がないことを確認してる。

組合：テストカーの期間は平成27年4月までだが、それ一回限りか。

会社：今決めているのは一回限り。
組合：「鉄道事業者が証明することにより・・・」は部品に限ってのことか。
会社：「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（実施基準第三条4）に書いている。
組合：回答では「車両の部品にあつては」としている。
会社：最終的に全部統合すると、それらの検査する周期を決めることが出来るということ。
組合：それ以外に関してはどうなってるのか。
会社：最終的には新幹線車両に関係する車両の検査全てとなる。
組合：機器類ということか。
会社：一緒である。
組合：対象になつてるのは、タイヤクリーナーとかである。
会社：ここで議論してるのは省令の解釈の話し。ここで議論してもあまり意味がない。
組合：基本的なことである。消耗品となつてる。
会社：新幹線車両の床下機器も含めて全てである。
組合：次の5項目目の回答であるが、何故行わないのか。
会社：電気機器は特交検の項目の毎交検ごとに行っているのではなく複数交検に一回でと決めている。そういうものの周期については別途検討する。
会社：（特交検の）電気機器については4交検（12万キロ）に一回である。
組合：毎交検ごとに行つてる電気機器についてはどうなるのか。
会社：毎交検開けるところについては、毎交検で検査する項目については今回テストカーで延ばす。今回のテストカーで証明しつつ今後どうするのかを考える。
組合：どうするのか。
会社：テストカーで延伸の可能性を検討する。
組合：検証の中身を聞いているのである。延伸目的かと聞いたら違うと言った。
会社：延伸ありきではない。
組合：先ほどの回答ではどうやって証明するのか述べてない。
会社：過去の実績と今回のテストカーの結果を判断する。
組合：配電盤のSBB箱を検査してるが、それらはどうなるのか。
会社：テストカーで延伸の可能性を含めて走らせている。それで周期延伸を目標として今検討するために走らせている。
組合：テストカーのうちには開けないのか。
会社：開けない。
組合：それは問題ある。
会社：中部運輸局へテストカーを行うという届け出を行つてる。
組合：データ取りは何のために行つてるのか。
会社：周期延伸を目指す中で実績を調査するために。

SBB箱内の焼け焦げが多く発見されてる！ このまま延伸しても大丈夫か！？

組合：11月26日、P2交検でZ29編成、11号車のグランドスイッチの線が焼けていたということで特修作業に切り替えてる。
会社：個別に言われても分からない。
組合：そういう事象があるということ。
組合：鉄道事業者が届ける内容は何か。部品だけか。

会社：延伸の可能性を検討する。

組合：9万キロまで検査せずに結果だけを見せ延伸しても大丈夫ですよというためにテストカーを走らせてるというアリバイ造りに感じる。

会社：証明しなくてはいけない。

組合：このデータはマイナス的なデータである。

会社：それは9万キロにしたことで発生したことなのか。

組合：日々起きてる。

会社：他の車両所で発見すれば察知すれば修繕でもする。

組合：それが回ってきた。今まで3万キロで見てたものを9万キロまで見ないということ。

テストカー走行を中部運輸局が認可！

会社：テストカーの結果を見て検討していく。テストカーに限ってはそういうやり方でもいいという届け出を行って確認が取れてるのでやってる。

組合：テストカーのやり方に問題がある。

会社：事前に説明もして問題ない確認を取っている。周期延伸のため長くしたのではない。

組合：消耗品をはかるとなってるが。

会社：消耗品の摩耗状況を調べるために測定をしてる。テストカーで9万キロを走らせて検査をせずに問題のないことを確かめるというのが中身。消耗品をはかるといこととは違うこと。9万キロ触らないというのが中身。折角9万キロ走らせるからライニングはどこまで減ってるかとかを見てるだけ。

組合：鉄道事業者が証明することで定められると回答しているがどうやって証明するのか。

会社：9万キロ走りましたというテストカーの結果と、過去の検修実績を総合的に判断して最終的にどうするのかを決める。その試験の項目のひとつでテストカーがある。

組合：何を証明するのか。電気機器は検査しないということでもいいのか。

会社：いいです。そういうふうに届けてる。通常、仕業検査をやってる。

事故が起きた時の責任は誰か！ 誰が責任者かはっきりしない体制に問題あり！

組合：事故が起こったときの責任は誰か。

会社：仮定の話なんで答えられない。

組合：中部運輸局が認可をしたので中部運輸局の責任か。

会社：仮定の話。

組合：9万キロ走りましたよという実績だけか。

会社：9万キロ走らせてもいいですよという許可が出たので走らせてる。今後どうするのかは勉強中であり今後の判断。

組合：テストカーに指定してるのは13編成。運輸関係には周知してない。車両を見て直ぐに見分けがつくように大文字のTマーク等を付けるべき。

会社：乗務員サイドでテストカーであるかどうかを意識する必要がない。

組合：テストカーの試験期間が短いので冬や夏をまたいで2シーズンぐらいこなした方がいい。

会社：必要充分であると判断している。

組合：この事案はプレス発表したのか。

会社：してない。
組合：しないのは何故か。
会社：必要ない。

以上